（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）					

注　（略）

エ～ニ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第１欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
（略）	（略）
第３欄	アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール

エ～フ　（略）

⑶～⑸　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	g	40	40	40					

注　（略）

エ～ニ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第１欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
（略）	（略）
第３欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール

エ～フ　（略）

⑶～⑸　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略）	（略）	（略）	（略）
標準バシトラシン	バシトラシンＡ（$C_{66}H_{103}N_{17}O_{16}S$）	常用標準バシトラシン	バシトラシン
（略）	（略）	（略）	（略）